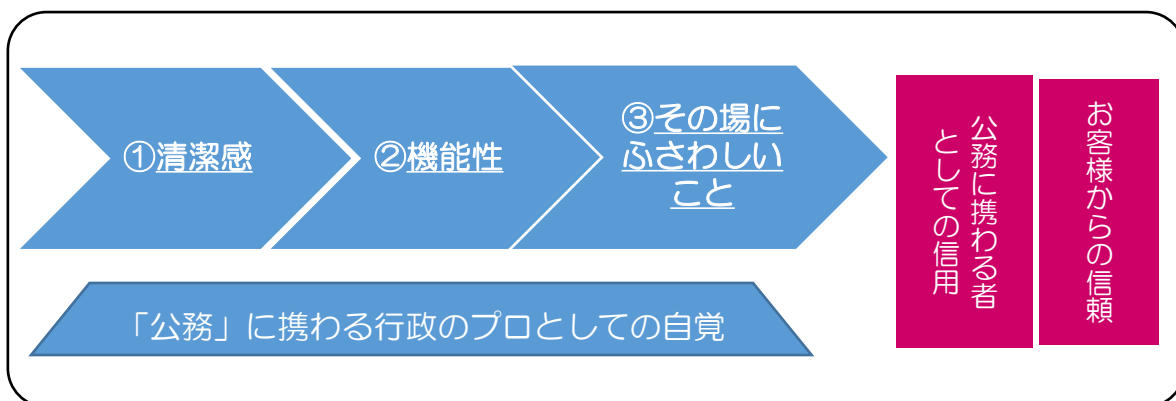


豊島区職員の身だしなみに関する基本的な考え方

○平成27年5月の新庁舎移転を契機に、豊島区役所で働く全職員がホスピタリティマインドあふれる接遇の実現、区民サービスの向上を目指す取り組みの一環として、職員の身だしなみについての考え方を整理。平成27年1月から運用開始。

○区役所や区の施設に来庁したお客様が、気持ちよく用事を済ませ、気持ちよく帰っていただくための服装、身だしなみの共通項は下記のとおり。



○標準的な服装の例示は下記のとおり。

男性	スーツ（またはジャケット、スラックス）、白系のシャツ、ネクタイ
	《クールビズ》ノージャケット、ノーネクタイ、ポロシャツ可
女性	スーツ、パンツスーツ、ジャケット、スカート、パンツ、ワンピース、シャツ、ブラウス、カーディガン
	《クールビズ》上記のうち季節に適した服装で肌の露出を抑えたもの

○現行ルールを運用していくことを基本としつつ、運用開始から7年経過していることから、社会情勢の変化（ジェンダー平等、環境への配慮等）を踏まえ、見直しを検討している。